

第2章 青森市

第1節 青森地方・家庭裁判所本庁

高谷 茉莉子

はじめに

私たち裁判法ゼミナールは、2007年9月10日に青森地方裁判所本庁を訪問しました。裁判所を訪問したということで裁判所制度について、そして訪問した際に行なったヒアリングをもとに青森地方裁判所の施設についてと、以前から特に関心のあった少年審判に関わる家庭裁判所調査官と裁判官について、報告します。

1. 裁判所制度

裁判所については、憲法で最終審であり最上級の裁判所である最高裁判所を定め、他の法律で下級裁判所を定めています。これは、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」（憲法76条1項）の条文に基づきます。そして、この規定を受けて、「下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする」（裁判所法2条1項）として、4種類の下級裁判所を設けています。

現在の裁判官の定員は、最高裁判所長官が1名、最高裁判所判事が14名、高等裁判所長官が8名、判事が1637名、判事補が950名、簡易裁判所判事が806名となっています。

（1）最高裁判所

最高裁判所は、上記の通り憲法で設置を規定された日本で唯一かつ最上級の裁判所で、最高裁判所長官と14名の最高裁判所判事の計15名によって構成されており、所在地は東京都です（憲法79条1項、裁判所法5条1項・3項、6条）。

最高裁判所の使命は最上級の裁判所として法令解釈の統一と、違憲審査権の行使を主たるものとしています。そして、違憲審査権を有する終審裁判所であることから「憲法の番人」とも言われます。上告及び訴訟法において特に定められた抗告¹について裁判権をもつほか、人事官²の弾劾に関する裁判について第一審かつ終審としての裁判権を持っています。

（2）高等裁判所

高等裁判所は、下級裁判所のうち最上級の地位にある裁判所で、高等裁判所長官及び相当な人数の判事により構成されており（裁判所法15条）、所在地は東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の8都市です。

¹ 民事事件において憲法違反を理由とする抗告や、刑事、少年、法定秩序維持事件等において憲法違反若しくは判例違反を理由とする抗告等。

² 人事院を構成する人。定員は三名で、うち一人は総裁となります。国会の同意を経て内閣が任命。

高等裁判所の任務は、さらに下位の地方裁判所、家庭裁判所などの行った裁判に対する不服申し立て（上訴）について裁判することです（裁判所法 16 条）。

（３）地方裁判所

地方裁判所は、原則的な第一審裁判所で、他の裁判所が第一審の専属的な管轄を持つ特別な場合を除き、第一審のすべての事件を裁判できるとされ、その他簡易裁判所に対する上級の裁判所として一定の範囲³で上訴事件をも担当するので、下級裁判所の中核を占める地位にあります。

地方裁判所の裁判官は、相応な人数の判事及び判事補からなり、地方裁判所長が置かれますが、高等裁判所長官とは異なり、地方裁判所に所属する判事のうちから最高裁判所が命じるものなので（裁判所法 29 条 1 項）、判事と別の官職ではありません。所在地は全国の都道府県庁を擁する都市のほか、北海道には札幌、函館、旭川、釧路の各市の計 50 ヶ所です。このほか、各地に支部があり、支部の総数は 203 です。

（４）家庭裁判所

家庭裁判所は、家事事件及び少年の保護事件を中心に扱う裁判所です。地方裁判所と同格の裁判所であり、地方裁判所と同様の都市に全国 50 ヶ所、支部を 203 ヶ所設置しています。このほか、家庭裁判所のみ家事事件の審判・調停を裁判官が出張して扱う場所として出張所が置かれています。できるだけ身近な場所で調停等が受けられるようにという配慮に基づいて、全国 77 ヶ所に設置されています。地方裁判所などと同様に相応の人数の判事及び判事補により構成されますが（裁判所法 31 条の 2）、地方の裁判所では地方裁判所の裁判官を兼ねていることも多いです。

家庭裁判所では、他の裁判所とは異なり、民事事件と刑事事件の厳格な区別はなく、「審判」「処分」といった行政的行為に近い形で主に裁判が行われる点に特色があります。

（５）簡易裁判所

簡易裁判所は、最下級の裁判所で、少額軽微な訴訟事件の第一審を担当するのを原則とし、全国に 438 ヶ所設置され、相応な員数の簡易裁判所判事によって構成されています（裁判所法 32 条）。簡易裁判所判事は、職業裁判官とは別個の種類の裁判官であり、市民に密着した新たな性格の裁判官の発掘を目的としているので、必ずしも法曹資格を必要とせず職務に必要な学識経験があれば足りるとされていますが（裁判所法 45 条）、実状は裁判所職員であることが多いようです。

*なお、裁判所制度については第 5 章第 1 節「秋田地方・家庭裁判所大館支部」にも説明がありますので、併せてご参照ください。

³ 民事事件については簡易裁判所の第 1 審判決に対する控訴、及びその決定、命令に対する抗告について上訴審としての裁判権があり、刑事事件については簡易裁判所の第 1 審判決に対する控訴審は高等裁判所が審理することになっています。（裁判所法 16 条 1 項）

2. 青森地方裁判所

青森地方裁判所は、青森地方・家庭裁判所の本庁で、青森地方には他に弘前市に地家裁弘前支部及び弘前簡易裁判所、八戸市に地家裁八戸支部及び八戸簡易裁判所、十和田市に地家裁十和田支部及び十和田簡易裁判所、五所川原市に五所川原支部及び五所川原簡易裁判所、むつ市にむつ簡易裁判所及び青森家庭裁判所むつ出張所、野辺地町に野辺地簡易裁判所及び青森家庭裁判所野辺地出張所、鱒ヶ沢町に鱒ヶ沢簡易裁判所が設置されています。

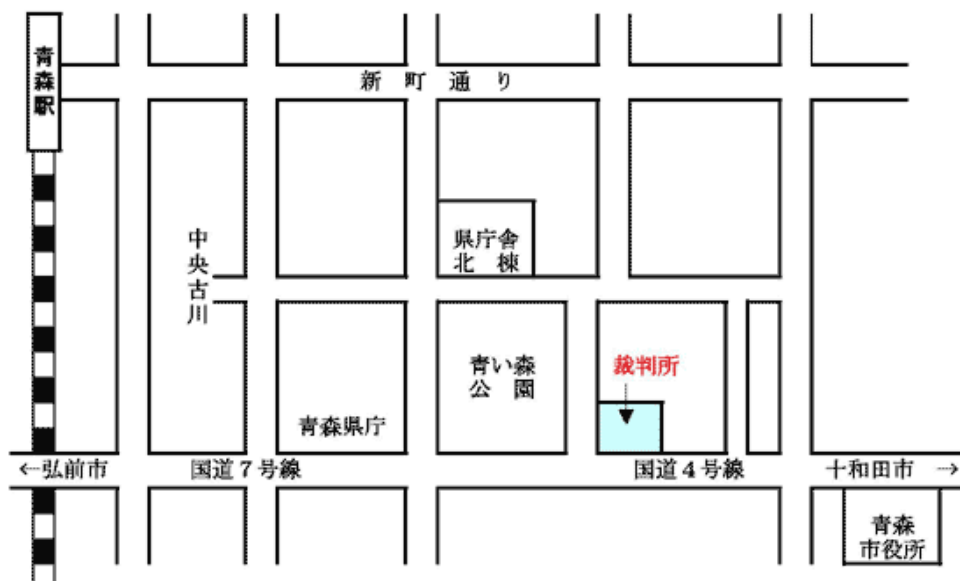
職員数は、検察審査会⁴事務局も含めて、平成 17 年 4 月現在、青森地家裁本庁には 11 名の裁判官と 129 名の職員が、本庁以外の支部等には 13 名の裁判官と 128 名の職員が勤務しています。

青森地方裁判所において、合議体で審理する必要がある裁判は、本庁、弘前支部及び八戸支部で取り扱われます。

(1) 所在地

〒030-8522 青森県青森市長島 1-3-26

Tel 017-722-5351 (代表)



裁判所 COURTS JAPAN HP より

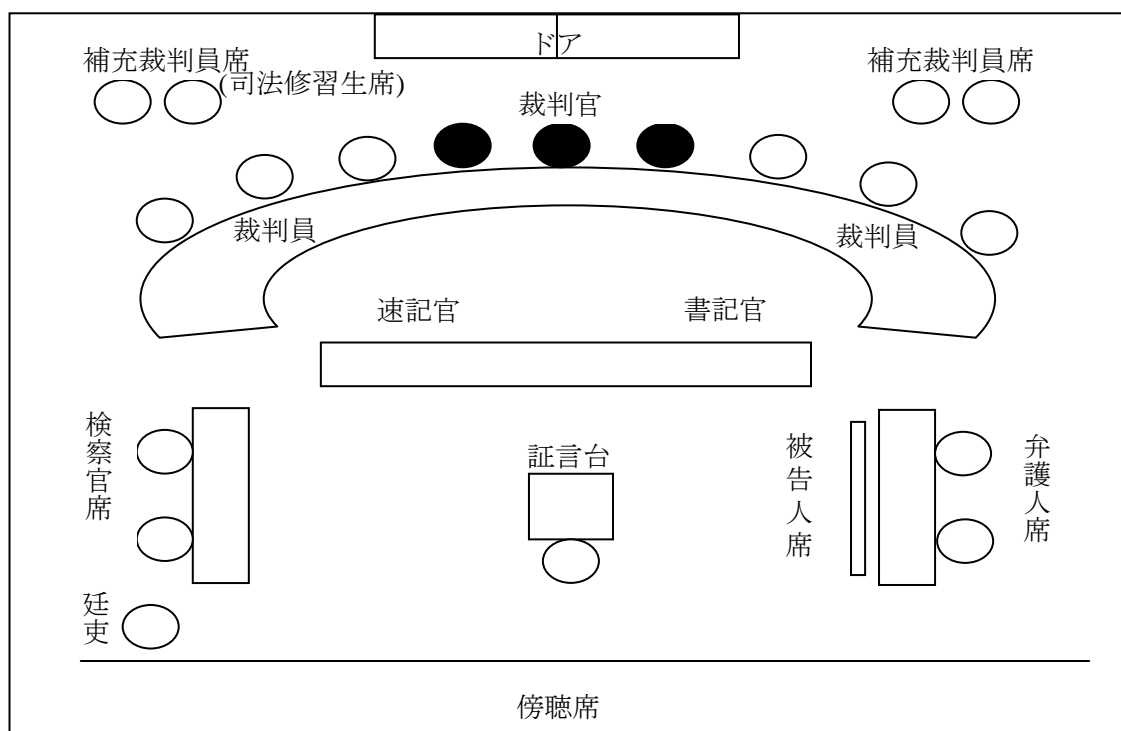
<http://www.courts.go.jp/aomori/about/syozai/aomoritisai.html>

(2) 施設

実際に見学してきた裁判員用法廷、裁判員用評議室、第5法廷、少年審判廷、家事審判廷、第一調査室、第三調査室、ラウンド法廷について、以下に記します。

⁴ 選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた 11 人の検察審査員が一般国民を代表して検察官の被疑者に対する不起訴処分の上訴を審査することを主な仕事とします。

①裁判員裁判用法廷（2F）

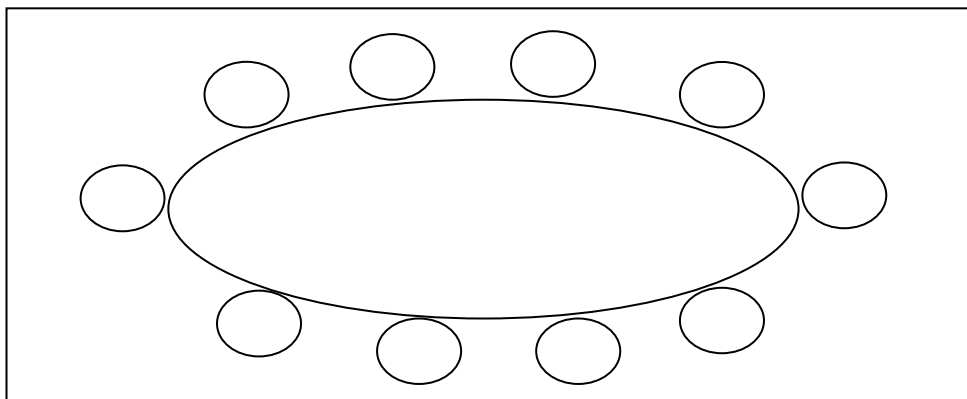


この裁判員用合議法廷は、2006年2月頃にできました。裁判官、裁判員が座る席はアーチ型で、証言台からは全て同じ距離で視線が近くになるように設計されています。実際に証言台の席に座ってみました。裁判官3名、裁判員6名を目の前にするため威圧感がありました。裁判官席の後ろには、裁判官が相談、待機する小部屋があります。思っていたよりも大きく感じられ、車椅子用のエレベーターのようなものが設置されており、ここもまた裁判員制度に対応した施設であると感じました。

なお、補充裁判員席ですが、裁判員制度運用後何人かを決定することになるらしいとのことなので、まだ何人が選任されるかは未定であり、席は空くことがあるかもしれないとのことでした。



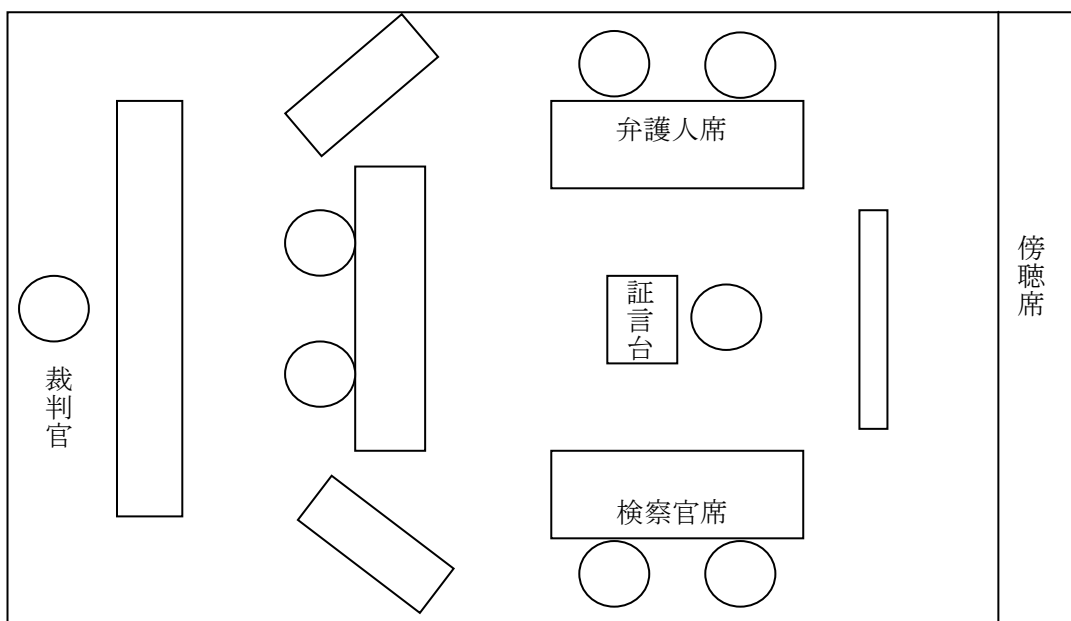
②裁判員裁判用評議室（2F）



この裁判員用評議室は、2007年春にできた裁判官と裁判員が評議をする部屋です。評議室には、外からの光を取り入れるためのはめ殺しの窓があり、これには和やかな雰囲気にする目的があり、窓のない法廷との違いが表れています。

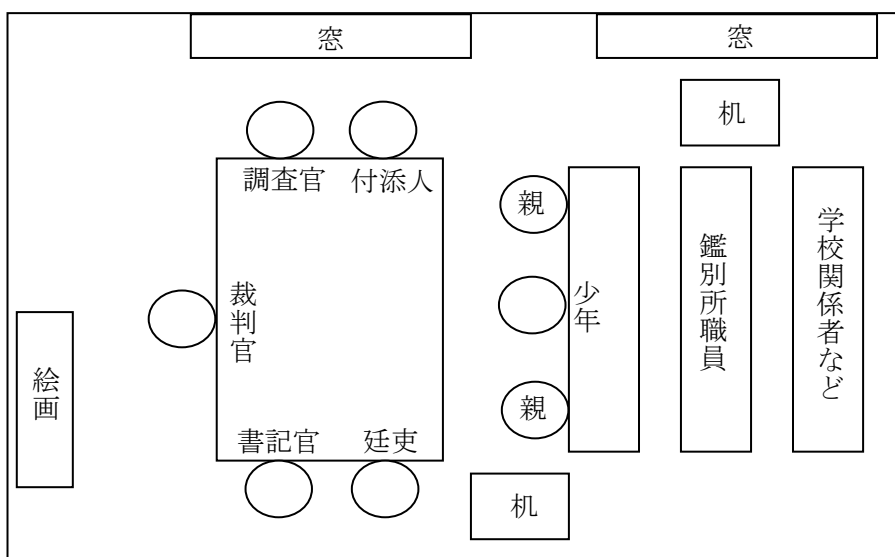
見学時には、大きな楕円形のテーブルとそれを囲むように椅子がありましたが、今後さらに上質なものになる予定とのことでした。さらに、裁判員にリラックスしてもらえよう、応接セットや冷蔵庫も設置予定です。

③第5法廷（2F）



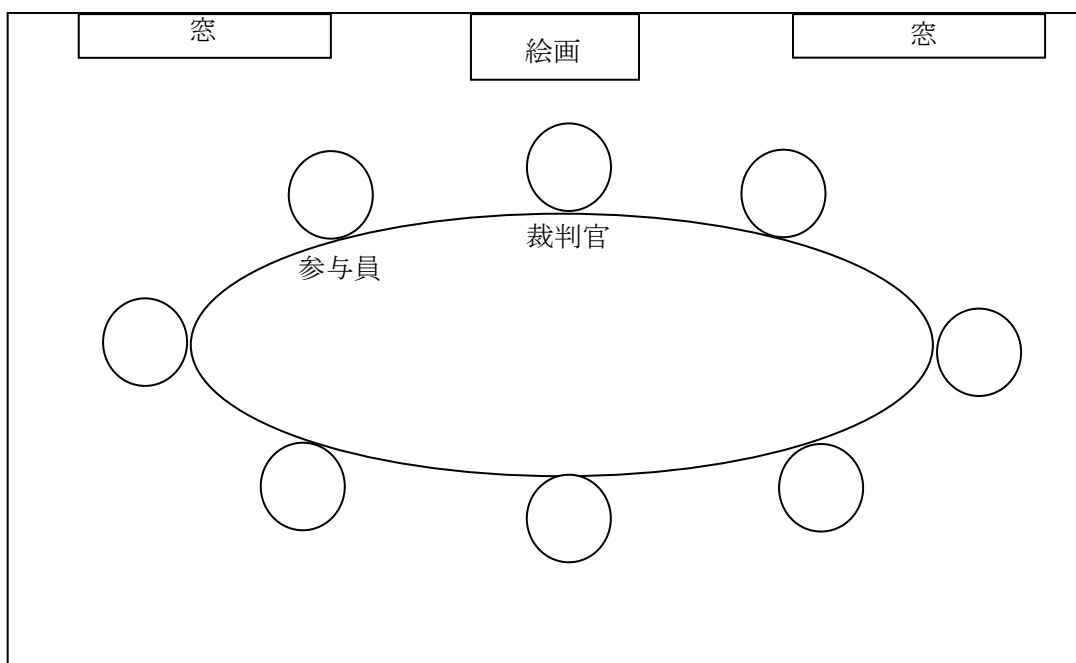
第5法廷は、主に単独裁判のときに使用されます。傍聴席が24席と狭いため、マイクは設置されていますが、拡声機能はなく録音するための集音機能のみとなっているそうです。

④少年審判廷



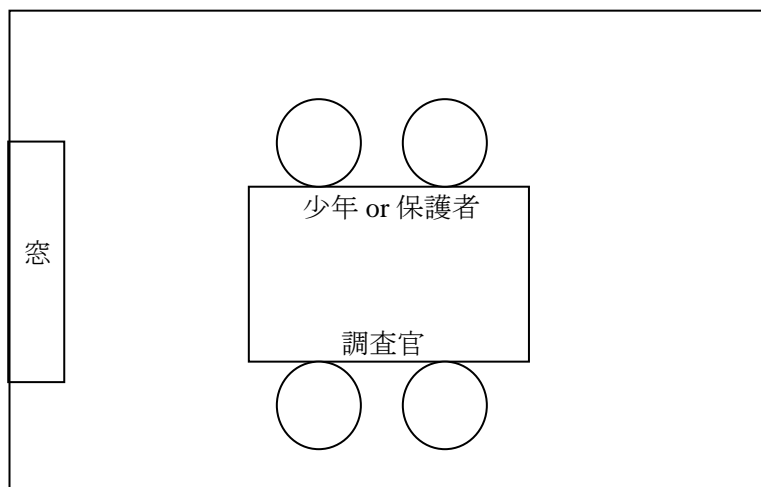
少年審判廷に、裁判官の席と少年の席の間に段差はなく、目線が同じになるようにされています。また、成人の法廷にはない窓があるのも少年審判廷の特徴です。しかし、全国的にみても窓がないところもあるようです。さらに、前方には絵画が掛けられています。以前は時計が設置されていたのですが、時計を気にする少年が多いので時計を外し代わりに絵画を掛けたとのことでした。

⑤家事審判廷（3F）



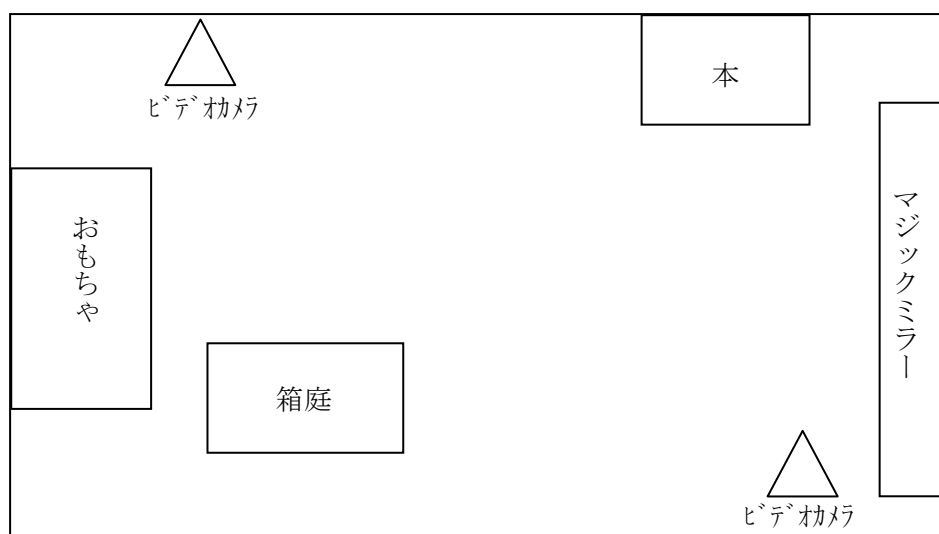
家事審判廷は、当事者から話を聞く場であるので雰囲気を和らげる配慮をしているとのことでした。この部屋にも絵画はありますが、こちらはもともと設置していたそうです。

⑥第1 調査室



第1 調査室は、主に少年の保護者と面接を行う部屋です。

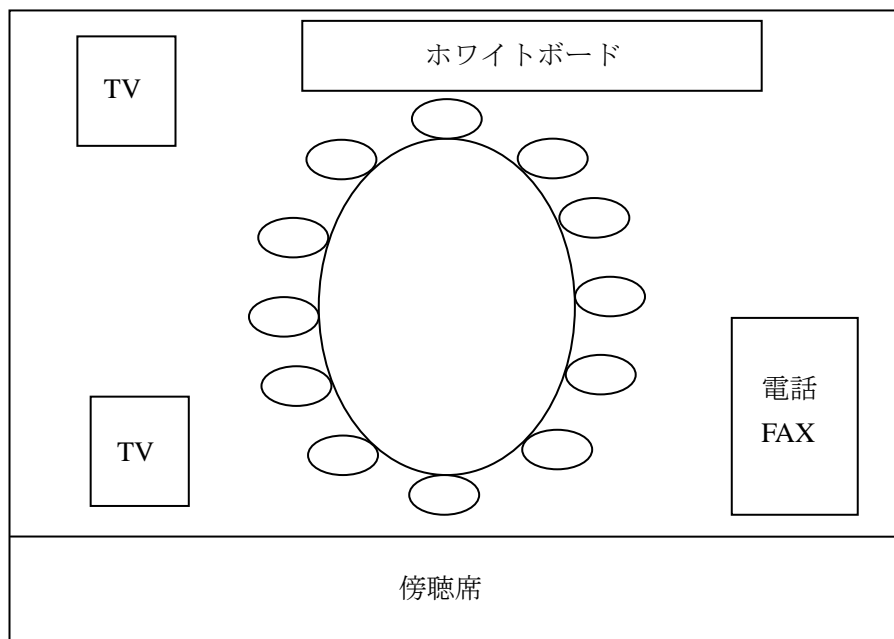
⑦第3 調査室(児童室)



第3 調査室は、家事事件における当事者の子どもの調査を行ったり、別居している親と面会をする部屋です。カーペット敷きでおもちゃや本などがあり、言語のやりとりだけでなく遊んでいる様子の観察も、マジックミラーを通して隣室から行います。また、2カ所にビデオカメラが設置してあるので様子を録音・録画することができます。

月に1、2回程度の使用頻度ですが、普通の面接室だと裁判所近くの公園などを使用することになってしまうので、このような児童室はニーズに合わせて全国的に普及、設置されています。家庭裁判所にしか設置されないものなので、家庭裁判所が併設されていない地方裁判所にはありません。

⑧ラウンド法廷



このラウンド法廷の一番の特徴は、楕円形のテーブルを囲んだ法廷になっていることです。電話やFAX、テレビがあるので、テレビ会議や電話会議を行い、当事者が離れたところにおいてもそれらによって争点整理をすることができます。テレビは月に1~2回、電話は頻繁に用いられているそうです。

裁判官の方に向ったお話によれば、通常の法壇だと型どおりの裁判になってしまいますが、ラウンドテーブルだと当事者が言いたいことが言えるような傾向が感じられ、めりはりがつき解決の糸口が見えやすいとのことでした。また、裁判官との距離が近いために裁判官が事件についてどの程度の準備をしているのかがわかりやすいために、質問が多かったり、人間を試しあうようなことになるとも伺いました。弁護士がついていない場合は、裁判官が弁護士のよう役割も兼ねなければならないこともあり、中立公平を保つことは容易なことではないそうです。

なお、ラウンドテーブル法廷は、10年ほど前の民事訴訟法改正時に規定された、弁論準備手続や準備的口頭弁論などの争点整理の際に適しているとして活用されています。弁論準備手続とは、公開を要しませんが、当事者双方が立会い（民事訴訟法169条）、争点及び証拠の整理を行うため必要があると裁判所が認めた場合に、当事者の意見を聴いて事件を弁論準備手続に付することができる（民事訴訟法168条）とされる手続です。準備的口頭弁論は、裁判所が争点及び証拠の整理を行うために必要があると認めるときに行うことができるものです（民事訴訟法164条）。本来の口頭弁論は、争点整理の結果を受けて証拠調べに進むもので、争点整理だけを特化したこの準備的口頭弁論とは性質が異なります。

3. 少年審判

少年審判とは、家庭裁判所が少年事件を受理した上で、非行内容や少年の抱える問題性に応じて適正な処分をするための手続を言います。審判の過程そのものが少年に対して教

育的機能を果たしています。家庭裁判所における少年審判の流れは、事件の受理、家庭裁判所調査官による調査、審判、処分の決定、となります。

今回は、青森地方裁判所で少年審判廷、調査室を見学できたことに併せて、家庭裁判所調査官の方、裁判官の方から少年審判についてのお話を伺うことができました。

(1) 家庭裁判所調査官の視点

家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所及び各高等裁判所に置かれる職員です（裁判所法 61 条の 2 第 1 項）。家庭裁判所調査官になるためには、まず家庭裁判所調査官補になり、その後、後に所定の研修所で研修を受けます。

家庭裁判所調査官は少年審判に関係する人の一人ですが、心理学、教育学、社会学などの人間関係諸科学の知識や技法と法律知識を活用して、家庭内の紛争や非行の原因などの調査を職務としています。

少年事件は少年自身の性格や行動の問題だけでなく、少年を取り巻く家庭環境や社会環境などの様々な要因が背景として複雑に絡み合っていることが多く、事件の的確な理解と解決のために少年や保護者、関係者から話を聞いたり、少年の家に出向いて環境を調べたり、心理テストやカウンセリングを行うほか、必要であれば少年を少年鑑別所に収容したり家庭裁判所の医務室で診断を受けさせたりして、心身鑑別を行います。このように、少年にとって適切且つ妥当な処分を裁判官が選択できるように調査を行います。

今回、実際に業務内容についてお聞きしたところ、少年事件の調査は月に 10~20 件ほど行っており、少年が在宅している場合の手順としては、記録を読み、学校での情報を得た後に、少年宅に通知書を発送して面接を行い、A4 版で 2、3 枚ほど、少年調査票と言われるものを作成するようです。身柄が鑑別所に拘束されている場合は、調査官が鑑別所に出向いて調査票を作成するそうです。こちらの場合は 14~20 枚ほどであるとお聞きしました。

○ある一週間の業務内容(例)

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----|-----------|--------------|----|----------------------------|
| 休暇 | 記録、 調査 | 家事相談、 鑑別所 | 調査 | 児童相談所との 打ち合わせ、 調査書作成 |

調査官の仕事をしていて特に気をつけておられることは、少年と適切な距離を保つことのようにです。これは調査に支障をきたさないことが目的で、少年との距離が近くても遠くても良くないとのことでした。そのため、1対1でどのように接して事件や少年の背景について確認するかに苦労するとおっしゃっていました。その反面、人のためになる仕事が出来るともお伺いしたので、とてもこの仕事に誇りを持っておられるのだと感じました。

少年事件については、犯罪に対する罪悪感の乏しさから非行へのハードルの低さが少年の中にあるのでは、とみられていましたが、一旦補導されるとその犯罪に対する認識を改め、再非行が少なくなるのが最近の傾向であるようでした。事件数自体は、少年の数が少なくなっている関係で減っているとのことでした。

(2) 裁判官の視点

少年審判の際は、大人の裁判のように厳粛ではなく少年に理解してもらい、指導を受け入れてもらえるような厳しさと和やかさのバランスのとれた雰囲気作りを心がけているそうです。これは、少年審判の目的が少年の健全な育成（少年法1条）にあるためだと思われます。この少年審判の目的に関連するところでは、大人に対しては自己責任が基本であるため応報の考えが柱となっていますが、少年にはどのように非行から立ち直らせるかという教育と将来のことに重点をおいておっしゃっていました。

事件を起こして審判を受ける少年の傾向としては、家庭や学校、友人などの悩みが非行に繋がっているケースが多く、自己肯定感に乏しい少年が多いようです。そのような少年は、試験観察⁵の期間中に、老人福祉施設でボランティアをして「ありがとう」と言われたという今までになかった体験や、弘前大学のサークルでも行っている学生ボランティアから勉強を教えてもらって「やれば自分にも出来る」という成功体験を通して、その後の成長に大きな良い影響を受けるもので、顔つきが大きく変わった少年も多いと伺いました。

少年審判の最後の処遇決定については、その通りになってほしいと願いを込め、またそれが正しい処遇であると思って決めているので迷いはないとおっしゃられていました。後日、別の裁判官の方にお話を伺う機会がありましたが、個々の処遇について大変悩みながら審判をし、処遇を決定した後も本当にその処遇で良かったのだろうかと考え続けてしまうことがあるそうです。その裁判官の方は、施設に送致した少年の様子を確かめるために、後日面会訪問することもあるとのことでした。

これらのお話を伺って、裁判官と少年の関係は審判終了とともに終わるのではない場合もあるのだということを知りました。裁判官が少年のことをとてもよく考えているということの表れであると感じました。

⁵「試験観察」とは終局の処分を相当期間保留して、少年の生活状況や行動などを教育的な働きかけを行いつつ観察する中間決定のことです。その期間について法定はありませんが、6ヶ月から1年以内であることが通常です。関係する条文は少年法第25条となっています。

試験観察の対象となる少年とは、実務上は調査結果の資料だけで直ちに保護処分の決定をするまでに至らないが、相当期間の調査継続、行動観察を行えば保護処分の有無やその種類が見極められる場合と、試験観察期間中に働きかけることによって更生の可能性が予測される場合になります。一般的な要件としては3つあり、保護処分に付する蓋然性があること、直ちに保護処分に付することができない、または相当でない事情があること、家庭裁判所調査官の観察活動が必要で、結果としてその期間内に終局決定ができる見込みがあること、となっています。

試験観察の類型としては保護者の元で生活し、家庭裁判所調査官が直接少年の指導をする在宅試験観察、少年を保護者の元から離して施設や団体、又は個人など適当な補導委託先に預けて指導してもらう身柄付補導委託、保護者の元で生活し、補導のみを学校長などの補導委託先に委託する在宅補導委託の3つです。

*少年法第25条 ①家庭裁判所は、第24条第1項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができる。②家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。一 遵守事項を定めてその履行を命ずること。二 条件を付けて保護者に引き渡すこと。三 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

おわりに

以前、青森地方裁判所弘前支部を見学したことはありましたが、今回青森地方裁判所本庁を訪問し、興味を持っていた裁判員裁判用の法廷や少年審判廷などの様々な形の法廷を見学できたことで、良い刺激を受けることができました。

裁判所は、私たちの普段の生活ではほとんど行く機会がないところではありますが、今後、裁判員制度が始まることにより、勉強の一環ではなく生活の一部として訪れる人も出てくるでしょう。裁判所ではすでに受け入れるための準備が始まっており、今後の推移にも期待できます。

また、裁判所で仕事をしているのでとても厳格に感じる裁判官や家庭裁判所調査官の方々ですが、今回は特に少年審判についてお話を聞いたこともあるのかもしれませんが、人としての対話をととても重視しておられることがわかりました。お話の中で、現在は自己肯定感や犯罪に対する罪悪感が乏しい少年が多いとあったので、少年の周りの環境がとても重要であるにも関わらず、十分に整備されているとは言い切れない現在の状況を早急に改善しなければならないと改めて考えました。少年事件の減少の理由が、少年人口の減少によるものではなく、少年を取り巻く環境が良くなったことによるように期待したいし、働きかけていかなければならないと考えます。

最後に、私たちの訪問にあたり、裁判所内を案内して下さった職員の方、お話を聞かせて下さった裁判官、調査官の方々にお礼申し上げます。ありがとうございました。



(調査の様子、裁判員裁判用評議室にて)

参考文献

- ・市川正人、酒巻匡、山本和彦『現代の裁判（第4版）』（有斐閣、2005年）
- ・渡部保夫、宮澤節生、木佐茂男、吉野正三郎、佐藤鉄男『テキストブック現代司法（第4版）』（日本評論社、2000年）
- ・中野貞一郎『民事裁判入門』（有斐閣、2005年）
- ・山本和彦『よくわかる民事裁判』（有斐閣、2005年）
- ・最高裁判所HP <http://www.courts.go.jp/>